

税額控除

1 連結事業年度における所得税額の控除

連結法人が各連結事業年度において所得税法第174条各号《内国法人に係る所得税の課税標準》に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらに課される所得税の額のうち次に掲げる区分に応じたそれぞれの金額を、その連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除されます（法81の14、法令155の26）。

公債若しくは社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含みます。）の利子、法人から受ける利益若しくは利息の配当（中間配当、資産流動化法又は旧資産流動化法に規定する中間配当を含みます。）若しくは剰余金の分配（法人税法第24条《配当等の額とみなす金額》の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされるものを除きます。）又は投資信託若しくは特定目的信託の収益の分配に対する所得税

その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税の額

以外の所得税

その全額

(注) この税額控除は、連結確定申告書に控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り適用され、控除をされるべき金額として記載された金額が限度となります（法81の14）。

2 連結事業年度における外国税額の控除

(1) 外国法人税を納付することとなる場合の外国税額控除

連結法人が各連結事業年度において外国法人税を納付することとなる場合（連結法人が通常行われる取引と認められない取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除きます。）には、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率となる部分の金額を除きます。以下「個別控除対象外国法人税の額」といいます。）のうち連結控除限度個別帰属額に達するまでの金額は、その連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除されます（法81の15）。

(注) 1 「通常行われる取引と認められない取引」とは、連結法人が金銭の借入れをしている者又は預入を受けている者と特殊の関係にある者に対し、その借り入れられ、又は預入を受けた金銭の額に相当する額の金銭の貸付けをする取引でその貸付けに係る利率その他の条件が、その借入れ等に係る利率等に比し、特に有利な条件である取引等をいいます（法令141）。

2 連結控除限度個別帰属額とは、その連結事業年度の連結所得の金額につき「1 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率」を適用して計算した金額のうち、その連結事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応する金額で各連結法人に帰せられる金額をいいます（法令155の28、155の30）。

3 この(1)は、連結確定申告書に「控除を受けるべき金額」及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、個別控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類等の添付がある場合に限り適用されます。

なお、この場合における「控除を受けるべき金額」は、連結確定申告書に記載された「控除を受けるべき金額」が限度となります（法81の15）。

(2) 納付することとなる外国法人税の額が控除限度額を超える場合

連結法人が各連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額がその連結事業年度の連結控除限度個別帰属額と地方税個別控除限度額との合計額を超える場合において、前3年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額のうち、その連結事業年度に繰り越される部分の金額（以下「個別繰越控除限度額」といいます。）があるときは、その超える部分の金額のうちその個別繰越控除限度額に達するまでの金額は、その連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除されます（法81の15）。

(注) 1 「地方税個別控除限度額」とは、地方税法施行令第9条の7第4項《道府県民税からの外国法人税額の控除》の規定による限度額と同令第48条の13第5項《市町村民税からの外国法人税額の控除》の規定による限度額との合計額（同令第57条の2《法人等の市町村民税に関する規定の都への準用》において準用する同令第48条の13第5項の規定による限度額）をいいます（法令155の31）。

なお、連結法人の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各連結事業年度における地方税個別控除限度額の計算の基礎となる連結控除限度個別帰属額は、(1)の連結控除限度個別帰属額に100分の30の割合を乗じて得た額を100分の32の割合で除して算定した金額となります（地方税法施行令附則5の2）。

2 「前3年内連結事業年度」とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各連結事業年度をいいます。以下同じです。

3 この(2)の適用に当たり、連結法人が個別控除対象外国法人税の額を納付することとなる連結事業年度開始の日前3年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度の控除限度額があるときは、その控除限度額はその事業年度の期間に対応する前3年内連結事業年

度の連結控除限度個別帰属額とみなされます（法81の15）。

- 4 この(2)は、個別繰越控除限度額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度又は各事業年度についてその各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額を記載した連結確定申告書又はその各事業年度の控除限度額を記載した確定申告書を提出し、かつ、この適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書に「控除を受けるべき金額」を記載するとともに、その申告書にその各連結事業年度における個別繰越控除限度額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類等を添付した場合に限り適用されます。

なお、この場合における、「控除をされるべき金額」は、その各連結事業年度の連結確定申告書にその各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額として記載された金額又はその各事業年度の確定申告書にその事業年度の控除限度額として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされます（法81の15）。

(3) 納付することとなる外国法人税の額が控除限度額に満たない場合

連結法人が各連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額がその連結事業年度の連結控除限度個別帰属額に満たない場合において、その前3年内連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額のうち、その連結事業年度に繰り越される金額（以下「個別繰越控除対象外国法人税額」といいます。）があるときは、その個別繰越控除対象外国法人税額のうちその連結控除限度個別帰属額からその連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額を控除した残額に達するまでの金額はその連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除されます（法81の15）。

(注)1 この(3)の適用に当たり、連結法人が個別控除対象外国法人税の額を納付することとなる連結事業年度開始の前3年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額があるときは、その控除対象外国法人税の額はその事業年度の期間に対応する前3年内連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額とみなされます（法81の15）。

- 2 この(3)は、個別繰越控除対象外国法人税額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度又は各事業年度についてその各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額を記載した連結確定申告書又はその各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、この適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書に「控除を受けるべき金額」を記載するとともに、その申告書にその各連結事業年度における個別繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類等を添付した場合に限り適用されます。

なお、この場合における「控除をされるべき金額」は、その各連結事業年度の連結確定申告書にその各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額として記載された金額又はその各事業年度の確定申告書にその各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされます（法81の15）。

(4) 適格組織再編成が行われた場合の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額

連結法人が適格組織再編成により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、その連結法人の適格組織再編成の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における(2)及び(3)の適用に当たっては、次表の適格組織再編成の区分に応じそれぞれに掲げる金額は、その連結法人のそれぞれ次表に掲げる各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及びそれぞれの連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額とみなされます（法81の15、法令155の34）。

| 適格組織再編成の区分 | 金 額 | 連結法人の各連結事業年度 |
|------------|--|---|
| 適格合併 | 被合併法人の合併前3年内事業年度の連結控除限度個別帰属額及び控除限度額並びに個別控除対象外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額 | 被合併法人の合併前3年内事業年度（の合併前3年内事業年度を除きます。）については、その被合併法人の合併前3年内事業年度開始の日の属するその連結法人の各連結事業年度 被合併法人の合併前3年内事業年度のうち、その連結法人のその適格合併の日の属する連結事業年度（以下「合併連結事業年度」といいます。）開始の日以後に開始した事業年度については、その連結法人のその合併連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度 |

| 適格組織再編成の区分 | 金 額 | 連結法人の各連結事業年度 |
|------------|--|--|
| 適格分割型分割 | 分割法人の分割前3年内事業年度の連結控除限度個別帰属額及び控除限度額並びに個別控除対象外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額のうち、その適格分割型分割によりその連結法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として計算した金額 | 分割法人の分割前3年内事業年度(の分割前3年内事業年度を除きます。)については、その分割法人の分割前3年内事業年度開始の日の属するその連結法人の各連結事業年度 分割法人の分割前3年内事業年度のうち、その連結法人のその適格分割型分割の日の属する連結事業年度(以下「分割承継連結事業年度」といいます。)開始の日以後に開始した事業年度については、その連結法人のその分割承継連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度 |
| 適格分社型分割等 | 分割法人等の分割等前3年内事業年度の連結控除限度個別帰属額及び控除限度額並びに個別控除対象外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額のうち、その適格分社型分割等によりその連結法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として計算した金額 | 分割法人等の分割等前3年内事業年度(及びの分割等前3年内事業年度を除きます。)については、分割法人等の分割等前3年内事業年度開始の日の属するその連結法人の各連結事業年度 分割法人等のその適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日が、その連結法人のその適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前である場合のその分割法人等の分割等前3年内事業年度については、その分割法人等の分割等前3年内事業年度終了の日の属するその連結法人の連結事業年度 分割法人等の分割等前3年内事業年度のうち、その連結法人のその適格分社型分割等の日の属する連結事業年度(以下「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日以後に開始した事業年度については、その連結法人のその分割承継等事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度 |

- (注) 1 「適格組織再編成」とは、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。
2 「合併前3年内事業年度」とは、適格合併の日前3年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいいます。
3 「分割前3年内事業年度」とは、適格分割型分割の日前3年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいいます。(5)において同じです。
4 「適格分社型分割等」とは、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。
5 「分割等前3年内事業年度」とは、適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいいます。(5)において同じです。
6 「分割法人等」とは、適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。
7 この(4)は、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割法人、現物出資法人又は事後設立法人から事業の移転を受けた連結法人(その連結法人が連結子法人である場合には、その連結法人に係る連結親法人となります。)がその適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後3月以内に、その連結法人の前3年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額等を記載した書類を連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用されます(法81の15)。

- (5) 適格組織再編成によりないものとされる連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税額
適格分割等に係る分割承継法人等が(4)の適用を受ける場合(単体申告において(4)と同様の規定である法人税法第69条第5項《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合を含みます。)のその適格分割等に係る分割法人等のその適格分割等の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における(2)及び(3)の規定の適用については、その分割法人等の分割前3年内事業年度又は分割等前3年内事業年度の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、(4)の規定によりその分割承継法人等の前3年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額及び前3年内事業年度の控除限度額とみなされる金額並びに(4)の規定によりその分割承継法人等がその前3年内連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額及びその前3年内事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとされま(法81の15)。

- (注) 1 「適格分割等」とは、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。
2 「分割承継法人等」とは、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。

す。

3 「分割法人等」とは、適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。

(6) 外国子会社の配当等に係る外国税額控除

連結法人が外国子会社から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（以下「配当等の額」といいます。）がある場合には、その外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその配当等の額に対応するもの（その配当等の額を課税標準として課される個別控除対象外国法人税の額との合計額が、その配当等の額に対して高率な負担となる部分の金額を除きます。）として計算した金額は、その連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額とみなして(1)から(3)までの規定が適用されます（法81の15）。

(注) 「外国子会社」とは、各連結法人が保有しているその株式又は出資を合計した数又は金額がその発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の25%以上に相当する数又は金額となっており、かつ、その状態がその配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続していること等の要件を備えている外国法人をいいます（法81の15、法令155の35）。

(7) 単体申告に係る事業年度において外国子会社から受けた配当等の額がある場合

内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除きます。）において外国子会社（(6)の外国子会社とは異なりますのでご注意ください。(注)参照。）から受けた配当等の額がある場合において、その受けた日の属する事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間においてその外国子会社の所得に対して外国法人税が課されるときは、次の左欄に掲げる金額はそれぞれ次の右欄の金額とみなして(6)の規定が適用されます（法81の15）。

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| その配当等の額 | 各連結事業年度において(6)の外国子会社から受けた配当等の額 |
| その配当等の額を課税標準として課される控除対象外国法人税の額 | (6)の個別控除対象外国法人税の額 |
| 外国子会社の所得に対して課されるその外国法人税の額 | (6)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額 |

(注) ここにいう「外国子会社」とは、その発行済株式の総数又は出資金額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資がその内国法人により保有されており、その配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続していること等の要件を備えている外国法人をいいます（法69、法令146）。

(8) 外国法人税が減額された場合の調整

次に掲げる連結法人が納付することとなる外国法人税の額が減額された場合には、その減額されることとなった日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度については、その減額に係る連結事業年度においてその連結法人が納付することとなる個別控除対象外国法人税の額から個別減額控除対象外国法人税額（その減額に係る連結事業年度において外国法人税の額の減額がされた金額のうち、法人税法施行令第155条の2《外国税額の還付金のうち益金の額に算入されないもの》の規定により個別控除対象外国法人税の額又は控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額をいいます。）に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき(1)から(3)を適用することとなります（法81の15、法令155の39、155の40）。

連結法人が納付することとなった外国法人税の額（(6)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち(6)によりその連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含みます。）の全部又は一部につき(1)から(3)の適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度においてその外国法人税の額が減額された場合

(注) 「(6)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額」には、(7)により(6)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされた金額を含みます。

連結法人が納付することとなった外国法人税の額（(7)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち法人税法第69条第8項の規定によりその連結法人が納付するものとみなされる金額を含みます。）の全部又は一部につき同条第1項から第3項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度においてその外国法人税の額が減額された場合

(注) 「(7)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額」には、法人税法第69条第9項の規定により(7)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされた金額を含みます。

(9) 外国子会社が外国孫会社からの配当等を受ける場合の外国税額控除

連結法人が(6)の外国子会社から受ける配当等の額がある場合において、その外国子会社が外国孫会

社から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（以下(9)において「外国孫会社からの配当等の額」といいます。）があるときは、その外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、その外国孫会社からの配当等の額に対応する金額は、その外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなして(6)が適用されます（法81の15）。

(注) 「外国孫会社」とは、各連結法人がその外国子会社を通じて間接に保有しているその株式又は出資を合計した数又は金額がその発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の25%以上に相当する数又は金額となっており、かつ、その状態がその外国孫会社からの配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続していること等の要件を備えている外国法人をいいます（法81の15、法令155の41）。

(10) (7)の外国子会社に外国孫会社から受けた配当等の額がある場合

内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除きます。）において(7)の外国子会社（法人税法第69条第11項に規定する外国孫会社からの配当等の額があるものに限り。）から受けた配当等の額がある場合において、その受けた日の属する事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間においてその外国孫会社の所得に対して外国法人税が課されるときは、次の左欄に掲げる金額はそれぞれ次の右欄の金額とみなして(9)が適用されます（法81の15）。

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| その外国子会社から受けた配当等の額 | 各連結事業年度において(6)の外国子会社から受けた配当等の額 |
| その外国孫会社からの配当等の額 | (9)の外国孫会社からの配当等の額 |
| その課される外国法人税の額 | (9)の外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額 |

(注) 法人税法第69条第11項に規定する「外国孫会社」とは、内国法人が外国子会社を通じて間接に保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式の総数又は出資金額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資がその内国法人により所有されており、かつ、その状態がその外国子会社が受けた配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続していること等の要件を備えている外国法人をいいます（法69、法令150の3）。

(11) 外国孫会社の外国法人税が減額された場合の調整

次に掲げる外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合には、その減額されることとなった日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度については、その減額に係る連結事業年度においてその連結法人が納付することとなる個別控除対象外国法人税額から個別減額控除対象外国法人税額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき(1)から(3)を適用することとなります（法81の15、法令155の41）。

(9)の外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額（(10)の規定によりその外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含みます。）のうち(9)により(6)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる部分の金額の全部又は一部につき(9)の適用により(1)から(3)までの適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度の期間においてその外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合

(10)の外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額（法人税法第69条第12項の規定によりその外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含みます。）のうち同条第11項の規定により(10)の外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる部分の金額の全部又は一部につき(10)の適用により同条第1項から第3項までの適用を受けた事業年度後の各連結事業年度の期間においてその外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合

3 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除

(1) 制度の概要

連結法人に次の事実がある場合には、次の金額は、国税通則法第56条から第58条まで《還付・充当等》の規定にかかわらず、次に掲げる連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から順次控除されます（法81の16）。

[事 実]

連結確定申告書に記載された各連結事業年度の連結所得の金額がその連結事業年度の課税標準とされるべき連結所得の金額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長がその連結事業年度の連結所得に対する法人税について更正をしたとき

[金 額]

更正を受けた連結事業年度の連結所得に対する法人税の額として連結確定申告書に記載した金額

のうち納付された金額でその更正により減少する部分の金額で仮装して経理した金額に係るもの
〔連結事業年度〕

更正の日の属する連結親法人事業年度開始の日から5年以内に開始する各連結事業年度

(2) 分割前事業年度における(1)の準用

連結法人が事実を仮装して経理した分割前事業年度の所得に対する法人税につき、税務署長が更正した場合には、(1)が準用されます(法81の16)。

(3) 更正に伴う翌期以後の更正

(1)、(2)又は法人税法第70条第1項《仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除》に規定する更正を行ったことに伴いその更正に係る連結事業年度又は事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額を減少させる更正があった場合には、次の金額をその各連結事業年度又は分割前事業年度において連結法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして(1)及び(2)の規定が適用されます(法81の16)。

〔金額〕

その更正により減少する部分の連結所得の金額又は所得の金額のうち(1)、(2)又は法人税法第70条第1項に規定する更正を行った連結事業年度又は事業年度において仮装して経理した金額に係るもの

(4) 適格合併における準用

(1)から(3)の規定は、各連結事業年度又は分割前事業年度において事実を仮装して経理した連結法人が適格合併(その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併に限られます。)により解散した後に、税務署長が(1)から(3)の更正を行った場合に準用されます(法81の16)。

4 連結事業年度における税額控除の順序

「1 連結事業年度における所得税額の控除」から「3 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除」までによる法人税の額からの控除については、まず3による控除をした後において、1及び2による控除を行うこととなります(法81の17)。

5 連結事業年度における租税特別措置法の税額控除の規定

連結納税を行う場合の租税特別措置法の税額控除の規定の適用については、単体納税を行う場合の税額控除の規定(以下5において「単体規定」といいます。)とは別に新たに規定された連結納税を行う場合の税額控除の規定(以下5において「連結規定」といいます。)を適用することとなります。

(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除

この制度は、単体納税を行う場合の法人税の額の計算における租税特別措置法第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》に対応して、連結法人に適用がある場合の措置が規定されています(措法68の9)。

〔制度の概要〕

イ 増加試験研究費の税額控除制度

この制度は、連結法人の適用年度において、その適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人及びその各連結子法人の試験研究費の額の合計額が、比較試験研究費の合計額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、その適用年度の連結所得に対する法人税の額からその比較試験研究費の合計額を超える部分の金額の15%に相当する金額を控除されるというものです。

ただし、控除する金額が、その適用年度の連結所得に対する法人税の額の12%に相当する金額を超えるときは、その控除する金額はその12%に相当する金額が限度とされます(措法68の9)。

(注)1 上記の「適用年度」は、連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始するものに限られ、その連結親法人の合併以外の事由による解散の日を含む連結事業年度を除きます。以下(1)において同じです。

2 比較試験研究費は、適用年度の連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度又は事業年度の試験研究費を基礎として、その連結親法人及びその各連結子法人ごとに計算します(措法68の9 二)。

適用事業年度の試験研究費の額の合計額のうち、この個々の法人ごとに計算した比較試験研究費の額の

合計額を超える部分の金額に15%を乗じて計算した金額がこの制度による税額控除の対象となります。

- 3 基準試験研究費は、適用年度の連結親法人事業年度の開始の前日2年以内に開始した各連結親法人事業年度ごとに、連結親法人及びその各連結子法人の試験研究費の額を合計し、この合計した金額のうち最も多い金額となります(措法68の9 三)。
- 4 「その適用年度の連結所得に対する法人税の額の12%に相当する金額」には、連結親法人又はその連結子法人にその適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額の合計額の15%に相当する金額が加算されます。ただし、「その適用年度の連結所得に対する法人税の額の12%に相当する金額」の14%に相当する金額が上限となります。

□ 中小連結法人の特例

連結親法人が中小連結親法人(中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいいます。)で上記の適用を受けない場合には、連結親法人及びその連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額に10%を乗じて計算した金額(その適用年度の連結所得に対する法人税の額の15%がこの金額の上限となります。)をその適用年度の連結所得に対する法人税額から控除するという特例が設けられています(措法68の9)。

(注) 「中小連結法人」とは、連結親法人が次に掲げる法人である場合のその連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人(資本又は出資の金額が1億円以下のものに限り、)をいいます(措令39の39)。

- (イ) 資本又は出資の金額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

その発行済株式等(発行済株式又は出資をいい、以下において同じです。)の総数の2分の1以上が同一の大規模法人(資本若しくは出資の総額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成会社を除きます。以下において同じです。)の所有に属している法人

に掲げるもののほか、発行済株式等の総数の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

- (ロ) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(2) その他の連結規定

(1)以外の連結規定は、次表の「単体規定」欄に掲げるものに対応する連結規定を、それぞれ「連結規定」欄に記載するものとして改めて規定されています。

なお、これらの連結規定を定めるに当たっても、それぞれの制度の趣旨等を踏まえた調整が必要に応じて行われています。

| 連結納税における制度の名称(単体納税) | 連結規定 | 単体規定 |
|--|---------|---------|
| ・ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 措法68の10 | 措法42の5 |
| ・ 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 | 措法68の11 | 措法42の7 |
| ・ 事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除 | 措法68の12 | 措法42の8 |
| ・ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 措法68の13 | 措法42の9 |
| ・ 沖縄の特定中小連結法人(特定中小企業者)が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除 | 措法68の14 | 措法42の10 |
| ・ 中小連結法人(中小企業者等)が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除 | 措法68の15 | 措法42の11 |

(注)1 上記の連結規定による税額控除は、個々の法人ごとに税額控除限度額を計算し、その合計額を連結所得に対する法人税額から控除することとされています(措法68の10 ほか)。

2 6(1)(承認の取消し)により連結納税に係る承認の取消処分を受けた法人が、その取消処分による最初に単体申告を行う事業年度開始の前日5年以内に開始した連結事業年度において、上記の連結規定による税額控除の適用を受けている場合には、その税額控除の適用を受けた金額のうちその法人に係る金額に相当する金額は、その最初に単体申告を行う事業年度の法人税の額に加算することとされています(措法42の5 ほか)。

3 単体規定についても、連結法人が分割前事業年度において適用する場合、連結納税に係る承認の取消しを受けた法人がその後の事業年度において適用する場合等に対応するため、規定の整備が行われています。